

公益財団法人飯塚研究開発機構 技術高度化支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、福岡県立飯塚研究開発センターに入居する企業・個人（以下「入居企業」という。）及びそれ以外の支援対象地域の中小企業（以下「地域企業」という。）が、技術の高度化や課題解決のために高度な技術と豊富な経験・知識を持つ技術者（以下「専門家」という。）の指導を必要とする場合において、公益財団法人飯塚研究開発機構（以下「機構」という。）が最適な専門家を派遣し、もって入居企業及び地域企業の技術高度化を支援する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「支援対象地域」とは、中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、行橋市、豊前市、宗像市、福津市、古賀市、筑紫野市、朝倉市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、並びに遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡、築上郡、糟屋郡、朝倉郡の各市町村をいう。ただし、過去に機構において、「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」や「医療・福祉関連機器開発支援事業」を実施し、さらに継続して補完研究を実施する中小企業者の地域は、この限りではない。

(2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者を除く。

①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者

②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業者が所有している者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(3) 専門家とは、当該事業に研究オーガナイザー（産学官共同研究チームの統括責任者）又は研究パッカー（一時的な研究指導者）として協力することを承諾し、CIRDテクノサポート会に登録した者をいう。

(事業種別)

第3条 事業は、入居企業を対象とした入居企業枠と、地域中小企業を対象とした地域企業枠の2種類とする。

(事業期間)

第4条 当該事業の事業期間は、4月1日より翌年2月末日までとする。

(申請)

第5条 支援を希望する入居企業及び地域企業は、技術高度化支援事業申請書（様式第1号）に署名又は記名押印のうえ、機構の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(採択)

第6条 理事長は、前条の申請書の内容を検討し、技術高度化支援事業として採択するか否かを決定する。この場合において、理事長は、当該申請をした者が暴力団（福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（条例第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、不採択の決

定をすることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により、採択すると決定したときはその内容を、不採択と決定したときはその旨を採択（不採択）通知書（様式第2号）により申請者に対し通知する。

(派遣依頼)

第7条 理事長は、前条の採択に基づき専門家に対し、技術支援を協力依頼書（様式第3号）により依頼する。

(支援内容)

第8条 入居企業及び地域企業は、支援期間中に支援内容の変更を行う場合は、その変更内容に応じて、事前に変更申請書（様式第4号）を提出して承認を得るものとする。なお、変更申請書（様式第4号）は署名又は記名押印のうえ提出するものとする。

(報告)

第9条 第7条により企業の技術指導を行なった専門家は、指導終了後、当該年度の3月10日までに、指導毎に指導実績報告書（様式第5号）を作成の上、申請者の確認を得て理事長に提出するものとする。なお、指導実績報告書（様式第5号）は専門家及び担当者の署名又は記名押印のうえ提出するものとする。

- 2 第6条により採択を受けた入居企業及び地域企業は、支援期間終了後当該年度の3月10日までに、結果報告書（様式第6号）を作成の上、理事長に提出するものとする。

(支払)

第10条 理事長は、提出があった指導実績報告書を審査のうえ、所定の指導料を決定して専門家に支払うものとする。

- 2 指導料の額は、30分の場合は5,000円とし、30分追加毎に5,000円を加えるものとする。

なお、30分に満たない場合は、指導料を支払わないものとする。

また、指導料の一日の限度額は、4万円までとする。

- 3 支援事業に係る一企業に対する指導料の年間限度額は、入居企業においては、22万円以内、地域企業においては、11万円以内とし理事長が予算の範囲内で決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。